

大仙市若者チャレンジ応援補助金 Q & A

1 プロジェクトチャレンジ事業について

Q：イベントの実施は対象になりますか。

A：対象になります。

ただし、イベントの効果が一過性のものではなく、持続的に地域に波及できるような事業の仕組みが必要です。

Q：起業の取組は対象になりますか。

A：事業内容によっては対象となる可能性があります。

例えば、地域の課題解決に繋がる事業を実施するために起業が必要な場合や地域資源を市内外に広める活動をするために起業が必要な場合など、地域への波及効果が見込まれる事業内容の場合には対象となる可能性がありますので、ご相談ください。

Q：既の実施している事業の内容を拡大して行う事業は対象になりますか。

A：事業内容によるのでご相談ください。

Q：市外在住者が事業を行う場合は対象となりますか。

A：事業の実施場所が大仙市であって、事業実施の効果が大仙市に及ぶと判断された場合には対象となります。

2 学生トライアルチャレンジ事業について

Q：どういった事業が対象となりますか。

A：学生が授業や部活などの学校活動から離れ、自主的に行う取組みであり、地域課題の解決や地域活性化、自身の夢の実現に繋がるようなものが対象です。

Q：学校外のクラブ活動やサークル活動の枠組みを用いた事業は対象となりますか。

A：事業内容によるのでご相談ください。

Q：市外在住の学生でも対象となりますか。

A：事業の実施場所及び対象、事業効果の波及が大仙市に及ぶものであれば対象となります。

Q：補助金を受け取る口座が無くても申請は可能ですか。

A：可能です。

中学生や高校生の場合は事業責任者の口座や学校の口座を用いた事例があります。

3 起業・女性活躍チャレンジ事業について

【起業】

Q：開業済み（開業届提出済、法人設立登記済）の場合、補助金の活用は可能でしょうか。

A：既に開業済みの場合は申請できません。

Q：個人事業者が法人となる場合（法人成り）は、対象となりますか。

A：対象となりません。

ただし、既に実施している事業と異なる分野の事業（日本標準産業分類に定める中分類が異なる事業をいう。）を開始する場合には対象となります。

Q：事業承継は補助金の対象になりますか。

A：従前の事業をそのまま承継する場合には対象となりません。

ただし、異なる分野の事業（日本標準産業分類に定める中分類が異なる事業をいう。）を開始する場合には対象となります。

Q：第2創業（すでに事業を営んでいる個人が、異なる分野への業態転換、新事業進出又は新分野進出を行うこと。）は対象になりますか。

A：新たに行う事業が日本標準産業分類の中分類が異なる場合は対象となります。審査において事業の実現可能性を判断します。

Q：起業する業種に制約はありますか。

A：要綱第4条（補助対象事業）で補助対象とならない業種を定めております。【参考】にてご確認ください。

Q：自宅を事業所として起業する場合、補助金の活用は可能でしょうか。

A：可能です。

ただし、自宅を事業所とする場合には住居部分に係る賃借料や修繕料は補助対象経費となりませんのでご注意ください。

Q：中古で買ったものは補助対象経費になりますか。

A：原則として対象外です。

ただし、流通量が少ない希少性の高い設備等のため、新品で購入が困難な場合など特別な事情がある場合に、金額の妥当性が認められればその限りではありません。

Q：消耗品は補助対象経費になりますか。

A：対象外です。

Q：建物の購入や新築にかかる経費は補助対象経費になりますか。

A：建物の購入や新築が事業を実施するために必要と認められる場合には補助対象経費となりえますので、ご相談ください。

Q：一度廃業したものが、再度開業する場合に補助対象となりますか。

A：廃業した事業と異なる分野の事業（日本標準産業分類に定める中分類が異なる事業をいう。）を開始する場合には対象となります。審査において事業の実現可能性を判断いたします。

Q：法人を設立予定ですが、事務所等の賃借料3か月分は、個人名義（代表者名義）で賃借したもので対象となりますか。

A：交付決定を受けた後に生じた経費であり、起業に必要な経費であると確認できた場合には対象

となります。

なお、敷金・礼金はいずれの場合においても対象外となりますのでご注意ください。

Q：副業としての起業は対象となりますか。

A：起業する事業が、本業である必要があるので対象なりません。

Q：パソコンやタブレット、スマートフォンなどの機器は対象となりますか。

A：タブレットやスマートフォンは汎用性が高く、事業にのみ活用されるものとしての判断が困難なため対象外とします。パソコンに関しては、原則として20万円以上のもので、事業の業種や内容を勘案し、事業を開始するために必要と認められる場合には対象となります。

【女性活躍】

Q：法人は対象となりますか。

A：原則対象なりません。

Q：起業の取組も対象となりますか。

A：なります。ただし、市内の女性にチャレンジを波及させられる仕組みが必要です。

Q：補助対象の要件である『市内の女性にチャレンジを波及させられるような仕組み』とはどのようなものを指しますか

A：SNSにて事業の実施に至った経緯や事業の準備の過程を発信する、運営体制を柔軟にすることで事業に関心をもった女性を運営に随時加えられるようにするなど様々な方法が考えられますのでご相談ください。

Q：補助対象者として『協力する意思が確認できること』とありますが、具体的にどのような事業への協力を想定していますか。

A：だいせんLaboが運営する市内でチャレンジする女性のコミュニティの一員に加わってもらう、だいせんLaboの相談対応において関連する内容の相談があった場合にアドバイスをお願いするなど、可能な範囲でのご協力をお願いしたいと考えております。

全般

Q：審査の方法、ポイントは。

A：どの事業も共通して書面審査を実施します。プロジェクトチャレンジ事業のみ、書面審査を通過後に外部有識者による審査を実施します。

審査は要綱第4条（補助対象事業）の要件を満たしているかどうかを基準に実施します。【参考】をご確認ください。

Q：交付決定を受けた年度内に事業を完了できなかった場合、補助金の取扱いはどうなりますか。

A：交付決定の取消しあるいは一部変更となります。

Q：国や県などの他の補助事業との併用は可能ですか。

A：可能です。ただし、同一費目に対する重複利用は認められません。例えば、国や県の制度で導入した設備に対し、当市の補助制度を適用することはできません。

Q：補助金に要した経費を電子マネーやクレジットカードでの支払いは可能ですか。

A：銀行振込を原則としますが、相手方が対応していないなどの事情がある場合には可能です。ただし、支払いによって生じたポイントがある場合は経費から差し引く、引落しが交付決定を受けた年度内に完了するなどの条件が必要です。また、購入した際の納品書や領収書等の証憑書類はもちろん、決済されたことが確認できる明細書など、様々な書類の提出が必要となりますのでご注意ください。

Q：交付決定前に発生した経費は補助対象経費になりますか。

A：なりません。例えば機器等を購入する際、「見積→発注→契約→納品→請求→支払」が基本的な手順となりますが、交付決定日以降に発注し、補助対象期間内に支払いが済んだものが補助対象経費となります。

ただし、プロジェクトチャレンジ事業においては申請書の提出後、外部審査員へのプレゼンや審査に時間を要するため、例外的に交付決定前に要した経費を認める場合があるのでご相談ください。

【参考】大仙市若者チャレンジ応援補助金交付要綱 第4条

第4条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、次の各号のいずれかに該当する事業とする。

(1) プロジェクトチャレンジ事業

地域課題の解決に繋がる取組、プロフェッショナルになる夢の実現、持続的な地域の活性化に資するイベントの開催等、地域の元気の創出に相当の効果が見込める事業

(2) 学生トライアルチャレンジ事業

プロジェクトチャレンジ事業に準ずる取組内容であって、中学校、高等学校、大学等の生徒・学生が課外活動として自ら主体となって行う事業

(3) 起業・女性活躍チャレンジ事業

起業や、市内の女性あるいは市内の女性が代表を務め過半数が女性で構成される任意団体等が主体となって行うプロジェクトチャレンジ事業に準ずる事業

2 次に掲げる事業は、補助対象事業としない。

(1) 農業、林業(日本標準産業分類(平成25年10月改定。以下「分類」という。)大分類 A に含まれるもの。ただし、農業サービス業、園芸サービス業、素材生産業及び林業サービス業を除く。)

(2) 漁業(分類大分類 B)

(3) 金融業、保険業(分類大分類 J に含まれるもの。ただし、保険媒介代理業及び保険サービス業を除く。)

(4) 医療、福祉(分類大分類 P)の医療業(分類中分類83)のうち、病院、一般診療所及び歯科診療所(分類小分類831から833まで)

(5) 医療、福祉(分類大分類 P)のうち、社会保険・社会福祉・介護事業(分類中分類85)

(6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)により規制の対象となる事業

(7) 生活関連サービス業、娯楽業(分類大分類 N)の娯楽業(分類中分類80)のうち、競輪・競馬等の競走場、競技団(分類小分類803)

(8) 場外馬券売場、場外車券売場、競輪・競馬等予想業

- (9) 学術研究、専門・技術サービス業(分類大分類 L)の専門サービス業(他に分類されないもの)(分類中分類72)のその他の専門サービス業(分類小分類729)のうち、興信所(分類細分類7291に含まれるもの。ただし、専ら個人の身元、身上、素行、思想調査等を行うものに限る。)
- (10) 集金業、取立業(公共料金その他これに準ずるものを除く。)
- (11) 易断所、観相業、相場案内業
- (12) サービス業(他に分類されないもの)(分類大分類 R)の宗教(分類中分類94)
- (13) サービス業(他に分類されないもの)(分類大分類 R)の政治・経済・文化団体(分類中分類93)
- (14) 特定商取引に関する法律(昭和51年法律第57号)第33条に規定する連鎖販売取引に該当する事業
- (15) 法令又は公序良俗に反する事業
- (16) 従来から行われている事業を継続して実施する事業
- (17) 市の他の補助金等を活用する事業
- (18) 夜間(午後6時から翌午前5時まで)のみ営業する事業のうち、接待行為を伴う事業
- (19) フランチャイズ契約又はこれに類する契約に基づく事業
- (20) その他市長が適当でないと認める事業

3 プロジェクトチャレンジ事業は、第1項に規定するもののほか、次に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 事業の目的が明確であり、事業の内容が具体的に計画されていること。
- (2) 創造性及び先進性のある自発的な企画によるものであること。
- (3) 実現性及び成長性があり、自立した事業の継続が期待できること。
- (4) 原則として補助金の交付決定日が属する年度に事業を完了すること。

4 学生トライアルチャレンジ事業は、第1項に規定するもののほか、次に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 授業や部活動等の学校での取組とは異なる自らの意志による主体的な取組であって、積極的な学び、プロジェクト等意欲のあるものであること。
- (2) 事業の目的が明確であり、事業の内容が具体的に計画されていること。
- (3) 実現したい姿や解決したい課題が明確であること。
- (4) 原則として補助金の交付決定日が属する年度に完了すること。

5 起業・女性活躍チャレンジ事業は、第1項に規定するもののほか、次に掲げるいずれかの要件を満たさなければならない。

- (1) 起業の場合にあっては、次に掲げる要件。

ア 市内に新たに設置する事業所等は、仮設や臨時の店舗等でなく、恒常的なものとする。

イ 空き店舗又は空き地を賃借して事業所等を設置しようとする場合は、2年以上の賃貸借契約を締結すること。

ウ 事前に商工会議所又は商工会が実施する起業に係る経営指導やセミナー等を受け、適切な事業計画を有していること。

- (2) 女性活躍に関する事業の場合にあっては、次に掲げる要件。

ア 事業の目的が明確であり、事業の内容が具体的に計画されていること。

イ 市内の女性にチャレンジを波及させられるような仕組みを事業に取り入れていること。

ウ 原則として補助金の交付決定日が属する年度に完了すること。

